

県営土地改良事業用地事務委託要領

最終改正 令和3年12月1日

(総則)

第1条 山形県農林水産部所管の農業農村整備事業等に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれらに伴う損失補償に関連する業務（以下「用地関係業務」という。）の請負（委託を含む。以下同じ。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）、その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(請負に付することができる業務)

第2条 用地関係業務で業務の請負に付することができる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地図の転写
- (2) 土地及び建物等の登記記録等の調査
- (3) 戸籍簿等の調査
- (4) 土地等の権利者の確認調査
- (5) 土地の測量、面積計算又は製図等
- (6) 土壌汚染に関する調査
- (7) 土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価並びに残地補償等に関する調査又は補償金額の算定
- (8) 建物、工作物、墳墓及び立竹木に関する調査又は補償金額の算定
- (9) 居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定
- (10) 営業に関する調査又は補償金額の算定
- (11) 農業に関する調査又は補償金額の算定
- (12) 鉱業権、温泉利用権、漁業権、水利権及びその他特殊な権利の補償に関する調査又は補償金額の算定
- (13) 立毛、養殖物及び特産物に関する調査又は補償金額の算定
- (14) 公共補償に関する調査又は補償金額の算定
- (15) 生活再建対策等に関する調査又は補償金額の算定
- (16) 電波障害、日照障害、水枯渇及びその他の事業損失に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明
- (17) 標準家賃の実態等に関する調査
- (18) 土地調書及び物件調書の作成
- (19) 事業認定申請書、裁決申請書又は明渡裁決申立書及びこれらに添付する図書等の作成
- (20) 建物等の移転工法案の検討
- (21) 土地に関する登記業務
- (22) 補償内容等の説明
- (23) 公共用地取得計画図書の作成
- (24) 補償に関する相談
- (25) 公共用地交渉
- (26) 事業予定地の用地リスクに関する調査
- (27) 用地取得の工程管理計画の策定
- (28) 用地調査等業務に係る進捗状況を確認するための工程管理補助
- (29) 成果物の点検・調製確認

(30) 用地関係資料の作成等

(31) その他前各号に類する業務の調査又は補償金額の算定

(受託者の選定)

第3条 知事及び山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）第4条の規定による委託料の支出負担行為に関する専決者（以下「契約担当者」という。）は、前条各号の業務を請負に付する場合においては、「山形県建設工事等請負業者選定要領」により選定するものとする。ただし、前条第21号の業務を請負に付する場合においては、次の各号の一に該当する者のうちから選定するものとする。

(1) 公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(2) 公益社団法人山形県公共嘱託登記司法書士協会

(3) 土地家屋調査士法第8条に規定する土地家屋調査士

(4) 司法書士法第8条に規定する司法書士

(請負契約等)

第4条 契約担当者が第2条各号の業務を請負に付する場合の予定価格の算定は、用地調査等業務（山形県が行う農業農村整備事業に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査及び補償金額の算定等をいう。以下同じ。）にあつては、「設計業務等標準積算基準書及び参考資料（県土整備部作成）」及び「東北地方整備局用地調査等業務費積算基準」（令和2年3月31日付け国東整用企第176号）（別に予定価格の算定方法が定められている場合は、当該算定方法）により行うものとし、用地調査等業務以外の業務にあつては、別に定めるところによるものとする。ただし、土地等に関する登記業務を請負に付する場合の予定価格の算定は、「山形県公共嘱託登記司法書士協会協定単価」及び「山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会協定単価」により行うものとする。

2 契約担当者が第2条各号の業務を請負に付する場合の契約書及び仕様書は、用地調査等業務にあつては、用地調査等業務委託契約書（別記様式1の1）、用地調査等業務共通仕様書（別記様式2の1）及び用地調査等業務共通特記仕様書（別記様式2の2）によるものとし（別に契約書又は仕様書が定められている場合は当該契約書又は仕様書）、用地調査等業務以外の業務にあつては別に定めるところによるものとする。ただし、土地等に関する登記業務を請負に付する場合の契約書及び仕様書は、登記事務委託契約書（別記様式1の2）及び登記事務仕様書（別記様式2の3）によるものとする。

(身分証明書)

第5条 総合支庁長は、用地関係業務を行う者に、その身分を示す証票（別記様式3。以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 総合支庁長は、用地関係業務を行う者に、用地関係業務の実施に当たっては、常に身分証明書を携帯し、土地等の所有者、占有者その他の利害関係人から請求があつたときは、これを示すよう指示するものとする。

3 総合支庁長は、用地関係業務が完了したときは、遅滞なく、当該用地関係業務を行った者に身分証明書を返納させるものとする。

(立入り及び立会い)

第6条 総合支庁長は、用地関係業務を行う者が当該用地関係業務のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ることができるようあらかじめ措置しておくものとする。

2 総合支庁長は、用地関係業務を行う者が土地等の所有者、占有者その他の利害関係人の立会い

が得られるようあらかじめ措置しておくものとする。

(閲覧申請書等の交付)

第7条 総合支庁長は、用地関係業務を行う者が、土地等の登記記録、法人登記簿等を閲覧し、又はその登記事項証明書等の交付を受けるために閲覧申請書、交付申請書、委任状等を必要とする場合は、これらを受注者に交付することができるものとする。

(監督職員等の任命等)

第8条 監督職員（調査職員を含む用地調査等業務委託契約書第6条及び登記事務委託契約書第6条に規定する監督職員をいう。）及び検査職員（用地調査等業務委託契約書第28条及び登記事務委託契約書第28条に規定する検査職員をいう。）の任命基準及び職務等に関する必要な事項については、山形県委託業務等監督要領、山形県委託業務等検査要領（以下「検査要領」という。）、東北地方整備局用地関係業務監督検査要領（平成25年3月29日付け国東整用企第1123号）第13条に規定する検査の技術的基準（以下「検査基準」という。）及び山形県委託業務等成績評定要領の定めるところによるものとする。

(成果物)

第9条 契約担当者は、用地関係業務が完了したときは、遅滞なく受注者に、成果物に業務完了報告書を添え提出させるものとする。

(成果物の検査)

第10条 検査職員は、業務完了報告書及び成果物の提出があったときは、遅滞なく、検査要領及び検査基準に基づき、当該成果物の検査を行い、合格しないときは、補正を行わせる等適切な指示をしなければならない。

(準用規定)

第11条 この要領に定めのない様式等については、用地事務取扱要領を準用するものとする。